

## 構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称  
遠野市
- 2 構造改革特別区域の名称  
遠野市民センター 学びのプラットホーム特区
- 3 構造改革特別区域の範囲  
遠野市の全域

- 4 構造改革特別区域の特性

遠野市は、岩手県を縦断する北上高地の中南部に位置し、標高 1,917mの早池峰山を最高峰に、標高 300m～700mの高原郡が周囲を取り囲んでいる。寒冷地帯に属し、寒暖の差が激しく、四季の推移が画然としており、冷涼な気候と豊かな自然環境を活かした農林畜産を基幹産業とする地域である。平成 17 年の国勢調査人口は 31,402 人で、平成 12 年の同調査と比較すると 5.2%減少し、人口減少が続いている。また、年少人口比率が 12.4%、老年人口比率が 32.2%となっており、少子・高齢化が進行している。

人口減少と共に少子・高齢化が進行している遠野市において地域の活性化を図るためには、地域の総合力を発揮することが必要であり、教育、福祉、地域づくりの各分野の枠組みを超えた一体的な地域経営の体制づくりが課題となっている。

遠野市では、従来より四季が織り成す豊かで美しい広大な自然や、柳田國男の名著『遠野物語』に代表される歴史や文化をはじめ、地域資源を活かした地域づくりに取り組んでおり、平成 15 年には、構造改革特別区域計画（日本のふるさと再生特区）の認定を受け、いわゆるどぶろく特区にいち早く取り組んだほか、少子・高齢化対策として、助産院「ねっと・ゆりかご」における遠隔地モバイル健診など、小規模な地方自治体として、独自の施策を身の丈レベルで取り組んできたところである。

昭和 46 年からスタートした市民センター構想において、公民館を併設するかたちで市民センターや地区センターを整備するとともに、各地区センターに隣接するように、学校施設を配置するなど、生涯学習や地域づくりに一体的に取り組む活動拠点の整備を進めてきた。また、行政組織としての市民センターを設置し、市長と教育委員会双方の事務を担当できるように、担当職員には併任させ、その執行にあたってきた。この構想を契機に、市民活動においても、各地区毎に、自治会、PTA、民生委員、交通安全協会、体育協会、婦人会、芸能文化団体などで構成する地域づくり連絡協議会が立ち上がるなど、人づくりや地域づくりの取組を市民と行政とが一体となって進める協働のかたちで、まちづくりを進めてきた歴史がある。

しかしながら、一つの地方自治体でありながら、市長と教育委員会との間に組織と権限の壁があるため、より一体的な地域経営の体制づくりを進める上で、学校及び社会教育機関（以下「学校等」という。）の校舎その他の施設（以下「学校等施設」という。）を含む公の施設の管理・整備において柔軟な対応が困難となっている。これらの課題を解決するためには、本市の

歴史や市民の意識などの地域特性を生かして、学校等施設を含む公の施設の管理・整備に関する権限の一元化を図ることが必要である。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

人口減少と少子高齢化の進行は、市民生活、地域産業のほか、伝統芸能をはじめとする文化の継承、人材育成に至るまで、大きな環境変化をもたらしている。特に、過疎化が進む遠野市にとって、今後とも地域の維持・存続を図るためには、小規模な地方自治体として身の丈の行政経営に取り組む必要がある。

遠野市では、市民センター構想のもと、一般行政と教育行政の壁を超えた連携による遠野独自の行政システムとして、市長が担当する市民生活に関する行政分野と教育委員会が担当する教育行政分野とが、一体的な行政サービスとして約40年の長い期間継続されてきた経緯を有している。

また、学校施設を含め、市民センターや地区センターが、地域のコミュニティ施設としての機能も有している実態を踏まえると、学校等施設を含む公の施設を市長が総合的に管理・整備することによって、学校施設と学童保育施設の一体的な整備が図られるほか、学校給食に係る共同調理場を地域の食育の拠点施設としての活用も可能となるなど、分野別にフルセットで施設を整備する方法によらずとも、複数の目的で施設の利活用が実現し、小規模な地方自治体により効率的な行財政運営を図り、知恵を絞りながら、身の丈での地域経営改革に取り組むことにつながる。

また、学校等施設の管理・整備を市長が行うことによって、市民活動や地域づくり活動の高度化・専門化に伴う学習ニーズに対応し、行政サービスのあり方に工夫を加えながら、教育委員会が教育行政の専門性に特化した業務に集中できる環境を整え、遠野の教育プログラムの充実を図ることが可能となる。

以上のように、地方自治体として地域の特性を踏まえ、自ら考えた行政システムで、更なる行財政運営を図るための知恵を絞り、遠野の教育の充実につながる工夫を加える、地方分権、行政改革、教育再生の3つの視点からも、その意義は大きい。

## 6 構造改革特別区域の目標

### (1) 地域づくりと融合していく特色ある教育活動の展開

市長と教育委員会との相互補完関係を再構築する。市長が公の施設の管理・整備を総合的に担当し、教育委員会は、教育内容に専念できる環境を整える。このことによって、遠野の教育プログラムのより一層の充実を図る。

また、遠野スタイルによる市民と行政との協働のしくみを今後も継続していく上で、地域活性化をめざし市民一丸となって総合力を発揮できる環境を整える。

### (2) 市民目線に沿った効率的な行財政運営の実現

学校等施設を含めた公の施設の管理・整備の一元化によって、遊休スペースの利活用など、施設の効率的な管理が実現するほか、施設整備に関する計画の進行管理の集中化や小規模自治体の身の丈に応じた組織体制を構築することによって、行財政運営の効率化が期待できる。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- (1) 学校等施設を含む公の施設の一体的な管理  
遠野市の学校等施設の管理に関する権限を市長へ移譲する。
  - ・ 管理に関する権限を教育委員会から市長へ移譲する施設の数 40 箇所
- (2) 学校等施設を含む公の施設の一体的な整備  
綾織小学校の改築に併せて、綾織児童館を併設した施設整備を行う。  
また、学校給食の実施に必要な共同調理場施設の整備の際に、地域の食育活動の拠点機能を有する施設として整備を行う。
  - ・ 市長が整備を行う学校等施設を含む公の施設の一体的な整備箇所数 2 箇所（遠野市立綾織小学校、遠野学校給食センター）
- (3) 耐震化等施設整備の計画的な検討及び計画管理の集中  
教育施設を含む公の施設の一体的な管理・整備を行うことによって、施設の耐震化等の整備について、計画的な検討及び計画管理の集中化が図られる。
- (4) 効率的な行財政運営  
新「遠野市」経営改革大綱（平成 18 年策定）では、事務・事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置に努めるとしているところ、本特区計画の活用により、その促進を図ることができる。  
(大綱中の目標：職員定数 H21 年 409 人 → H28 年 363 人)

## 8 特定事業の名称

834(835) 地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業

- 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項
  - (1) 総合食育センター整備事業  
学校給食センターの整備に併せて、地域の食育に関する拠点施設として整備を行う。
  - (2) 綾織小学校整備事業  
老朽化が進む綾織小学校の改築を行う。
  - (3) 図書館博物館改修整備事業  
平成 22 年の『遠野物語』発刊 100 周年に併せて、図書館及び博物館の改修整備を行う。

(別紙)

1 特定事業の名称

834(835) 地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

遠野市の学校等施設

施設	名称	位置
学校	(小学校)	
	遠野市立遠野小学校	遠野市東館町 11 番 28 号
	遠野市立遠野北小学校	遠野市松崎町白岩字薬研淵 43 番地
	遠野市立綾織小学校	遠野市綾織町下綾織字上大久保 1 番地 1
	遠野市立小友小学校	遠野市小友町 16 地割 133 番地
	遠野市立附馬牛小学校	遠野市附馬牛町下附馬牛 11 地割 31 番地 1
	遠野市立土淵小学校	遠野市土淵町土淵 6 地割 1 番地
	遠野市立青笹小学校	遠野市青笹町青笹 11 地割 1 番地
	遠野市立上郷小学校	遠野市上郷町佐比内 46 地割 56 番地 1
	遠野市立宮守小学校	遠野市宮守町下宮守 26 地割 6 番地
	遠野市立達曾部小学校	遠野市宮守町達曾部 15 地割 10 番地
	遠野市立鱒沢小学校	遠野市宮守町下鱒沢 17 地割 5 番地
	(中学校)	
	遠野市立遠野中学校	遠野市松崎町白岩 11 地割 30 番地
	遠野市立綾織中学校	遠野市綾織町下綾織 13 地割 5 番地 2
	遠野市立小友中学校	遠野市小友町 16 地割 129 番地
	遠野市立附馬牛中学校	遠野市附馬牛町下附馬牛 11 地割 43 番地 1
	遠野市立土淵中学校	遠野市土淵町土淵 4 地割 21 番地 6
	遠野市立青笹中学校	遠野市青笹町青笹 10 地割 16 番地
	遠野市立上郷中学校	遠野市上郷町板沢 11 地割 6 番地 6
遠野市立宮守中学校	遠野市宮守町下宮守 39 地割 65 番地	
幼稚園	遠野市立宮守幼稚園	遠野市宮守町下宮守 26 地割 87 番地 2
	遠野市立達曾部幼稚園	遠野市宮守町達曾部 15 地割 31 番地
	遠野市立鱒沢幼稚園	遠野市宮守町下鱒沢 33 地割 218 番地 1
共同調理場	遠野市学校給食センター	
	遠野学校給食センター	遠野市松崎町白岩 31 地割 44 番地 1
	宮守学校給食センター	遠野市宮守町下宮守 39 地割 65 番地
公民館	遠野市中央公民館	遠野市新町 1 番 10 号
	遠野市遠野地区公民館	遠野市新町 1 番 10 号
	遠野市綾織地区公民館	遠野市綾織町下綾織字且の鼻 26 番地
	遠野市小友地区公民館	遠野市小友町 16 地割 105 番地 1

	遠野市附馬牛地区公民館 遠野市松崎地区公民館 遠野市土淵地区公民館 遠野市青笹地区公民館 遠野市上郷地区公民館 遠野市宮守地区公民館	遠野市附馬牛町下附馬牛 11 地割 40 番地 1 遠野市松崎町白岩字薬研淵 1 番地 3 遠野市土淵町土淵 6 地割 5 番地 3 遠野市青笹町青笹 13 地割 1 番地 8 遠野市上郷町板沢 11 地割 5 番地 4 遠野市宮守町下宮守 32 地割 133 番地 1
図書館	遠野市立図書館 宮守ゆうYOUソフト館	遠野市東館町 3 番 9 号 遠野市宮守町下宮守 30 地割 48 番地 2
博物館	遠野市立博物館 とおの昔話村 遠野城下町資料館 遠野蔵の道ギャラリー	遠野市東館町 3 番 9 号 遠野市中央通り 2 番 11 号 遠野市中央通り 4 番 6 号 遠野市中央通り 4 番 28 号

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日  
構造改革特別区域計画認定の日

4 特定事業の内容

遠野市の学校等施設の管理・整備に関する権限を市長に移譲し、学校等施設を含む公の施設の一体的な管理・整備を行う。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 管理・整備の内容

① 管理に関する事務

- ・ 目的外使用の許可
- ・ 維持修繕
- ・ 安全点検
- ・ 清掃 等

② 整備に関する事務

- ・ 施設の整備に係る計画の策定
- ・ 施設の設計・整備事業の実施 等

(2) 本特例措置の活用について

遠野市では、昭和 46 年からスタートした市民センター構想のもと、生涯学習や地域づくりに一体的に取り組む活動拠点として市民センターや地区センターを整備した。これを契機に、人づくりや地域づくりを行政と一体となってまちづくりを進めてきた歴史を有しており、遠野独自の行政システムは、遠野市民にも定着している。

市長部局と教育委員会の連携に関しては、既に社会教育行政と地域づくり、市民生活に関する行政分野において、教育委員会事務局職員と市長部局の職員との併任による方法で一体的な行政サービスを展開してきたところであり、本計画に基づき事業が実施されたとしても、教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないと判断した。

また、学校施設に関しては、綾織小学校の改築に併せて、綾織児童館を併設した施設整備

を計画するほか、学校給食の実施に必要な共同調理場施設の整備に併せて、地域の食育活動の拠点機能を有する施設としての整備を計画しており、学校等施設及び公の施設の一体的な利用又はこれらの総合的な整備の促進を図るため、本特例措置の活用が必要であると判断した。

(3) 教育委員会からの意見聴取について

学校等における教育活動と密接な関連を有するものとして教育委員会から意見聴取をすることとするものの内容等については、次のとおり実施を予定している。

○意見聴取の時期 特区認定後及び個々の事務の企画立案や調整等を行う際

○意見聴取の内容

- ・ 学校等施設の管理・整備に関する条例、規則等の制定改廃
- ・ 学校等施設に係る整備計画の策定
- ・ 学校等施設の整備又は改修に伴う設計
- ・ 目的外使用の許可 等

○意見聴取の手法 市長及び教育委員との意見交換の機会を設ける。